

R 6 室長通知 別紙—1 7 I C T活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領				R 7 室長通知 別紙—1 6 I C T活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領			
I C T活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領				I C T活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領			
1. 適用範囲				1. 適用範囲			
本資料は、I C Tによる地盤改良工（以下、地盤改良工（I C T））のうち、粘性土、砂質土、シルト及び有機質土等の軟弱地盤を対象として行う中層混合処理工（I C T）に適用する。				本資料は、 ア 、I C Tによる地盤改良工（以下、地盤改良工（I C T））のうち、粘性土 ア 、砂質土 ア 、シルト及び有機質土等の軟弱地盤を対象として行う中層混合処理工（I C T）に適用する。			
施工方式はスラリー噴射方式の機械攪拌混合とする。				施工方式はスラリー噴射方式の機械攪拌混合とする。			
改良形式は全面改良とし、改良深度 2 mを超え 1 3 m以下の陸上施工に適用する。				改良形式は全面改良とし ア 、改良深度 2 mを超え 1 3 m以下の陸上施工に適用する。			
積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。				積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。			
・中層混合処理工				・中層混合処理工（I C T）			
2. 機械経費				2. 機械経費			
2－1 機械経費				2－1 機械経費			
中層混合処理工（I C T）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。				中層混合処理工（I C T）の積算で使用する ICT I C T建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。			
なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。				なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。			
① 中層混合処理工（I C T）				② 中層混合処理工（I C T）			
I C T建設機械名		規格	機械経費	I C T建設機械名		規格	機械経費
中層混合 処理機 トレンチャ式		[ヘースマシン] 20t(山積 0.8m3)級 ハ ックホ [攪拌混合装置] 改良深度（標準）5m [施工管理装置] 1ビースプーム用	損料にて計上	中層混合 処理機 トレンチャ式		[ヘースマシン] 20t(山積 0.8m3)級 ハ ックホ [攪拌混合装置] 改良深度（標準）5m [施工管理装置] 1ビースプーム用	損料にて計上
		[ヘースマシン] 30t(山積 1.4m3)級 ハ ックホ [攪拌混合装置] 改良深度（標準）8m [施工管理装置] 1ビースプーム用					
		[ヘースマシン] 40t(山積 1.9m3)級 ハ ックホ [攪拌混合装置] 改良深度（標準）10m [施工管理装置] 1ビースプーム用					
		[ヘースマシン] 40t(山積 1.9m3)級 ハ ックホ (2ビースプーム) [攪拌混合装置]					
			ICT 建設機械経費加 算額は別途計上				ICT I C T建設機械 経費加算額は別途計 上

		改良深度（標準）13m [施工管理装置] 2ビースプーム用				改良深度（標準）13m [施工管理装置] 2ビースプーム用			
2-2	ICT 建設機械経費加算額	ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示すICT建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) 中層混合処理工（ICT） 対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式 損料加算額：48,000円／日			2-2	ICT ICT 建設機械経費加算額	ICT ICT 建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示す ICT ICT 建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) 中層混合処理工（ICT） 対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式 損料加算額：48,000 円／日		
2-3	その他	ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2-3-1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) 中層混合処理（ICT） $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m3)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m3/日)}}$ (注) 作業日当り標準作業量は「第Ⅰ編第14章その他④作業日当り標準作業量」の標準作業量による。 (注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。			2-3	その他	ICT ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2-3-1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) 中層混合処理（ICT） $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m3)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m3/日)}}$ (注) 作業日当り標準作業量は「第Ⅰ編第14章その他④作業日当り標準作業量」の標準作業量による。 (注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。		
2-3-2	システム初期費	ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。 (1) 中層混合処理工（ICT） 対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式 費用：1,150,000 円／式			2-3- 2 1	システム初期費	ICT 施工用機器の建設機械 による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、 システムの初期費用等 、貸出しに要する全ての費用 は として、以下の とおり 費用を計上する。 (1) 中層混合処理工（ICT） 対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式 費用：1,150,000 円／式 ※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。		
3.	3次元起工測量・3次元設計データの作成費用	3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。			3.	3次元起工測量・3次元設計データの作成費用	3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。		

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用
中層混合処理工（ICT）における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 土木工事標準積算基準書に対する補正
5-1 作業日当り標準作業量の補正
中層混合処理工（ICT）を実施する場合、作業日当り標準作業量に対して**1.03**を乗じる。（小数第2位止め、四捨五入）
※変更積算については実際にICT施工による数量についてのみ補正するものとする。

5-2 単価表の補正
積算基準の「6. 単価表（1）中層混合処理工100m3当り単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額		日	100/D	機械損料数量 1.68

（注）D：1日当り作業量（m3／日）

6. 諸雑費
中層混合処理工（ICT）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含まない。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。
なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用
中層混合処理工（ICT）における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について
施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

~~5. 土木工事標準積算基準書に対する補正~~
~~5-1 作業日当り標準作業量の補正~~
~~中層混合処理工（ICT）を実施する場合、作業日当り標準作業量に対して**1.03**を乗じる。（小数第2位止め、四捨五入）~~
~~※変更積算については実際にICT施工による数量についてのみ補正するものとする。~~

~~5-2 単価表の補正~~
~~積算基準の「6. 単価表（1）中層混合処理工100m3当り単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。~~

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額		日	100/D	機械損料数量 1.68

~~（注）D：1日当り作業量（m3／日）~~

~~6. 諸雑費~~
~~中層混合処理工（ICT）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含まない。~~

2-3 その他 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2-3-1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) スラリー攪拌工 (ICT) $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{杭施工数量(本)}}{\text{1日当り杭施工本数(本/日)}}$ (注) 1日当り杭施工本数は「4.土木工事標準積算基準書に対する補正」による。 (注) 杭施工数量は、ICT 施工の数量とする。 2-3-2 システム初期費 ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。 (1) スラリー攪拌工 (ICT) 対象建設機械：深層混合処理機スラリー式 費用：1,150,000 円／式 3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 スラリー攪拌工 (ICT) における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。 5. 土木工事標準積算基準書に対する補正 5-1 作業日当り標準作業量の補正	2-3 その他 ICT ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2-3-1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) スラリー攪拌工 (ICT) $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{杭施工数量(本)}}{\text{1日当り杭施工本数(本/日)}}$ (注) 1日当り杭施工本数は「4.土木工事標準積算基準書に対する補正」による。 (注) 杭施工数量は、ICT 施工の数量とする。 2-3-2 システム初期費 ICT 施工用機器の建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用 はとして、以下の とおりと費用を計上する。 (1) スラリー攪拌工 (ICT) 対象建設機械：深層混合処理機スラリー式 費用：1,150,000 円／式 ※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。 3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。 4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 スラリー攪拌工 (ICT) における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。 5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について 施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第I編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。 6-5 土木工事標準積算基準書に対する補正
--	---

スラリー攪拌工（ICT）を実施する場合、1日当り杭施工本数は下表とする。
※変更積算については実際にICT施工による数量についてのみ補正するものとする。

表4. 1 1日当り杭施工本数（本／日）

打設長(L)		単軸施工 (杭径 800mm～1,200mm)
3 m 超え	4 m 未満	21
4 m 以上	5 m 未満	18
5 m 以上	6 m 未満	15
6 m 以上	7 m 未満	14
7 m 以上	8 m 未満	12
8 m 以上	9 m 未満	11
9 m 以上	10 m 以下	10

表4. 2 1日当り杭施工本数（本／日）

打設長(L)		単軸施工 (杭径1,000mm～1,600mm)
10 m 超え	12 m 未満	7
12 m 以上	14 m 未満	6
14 m 以上	19 m 未満	5
19 m 以上	25 m 未満	4
25 m 以上	30 m 以下	3

表4. 3 1日当り杭施工本数（本／日）

打設長(L)		単軸施工 (杭径1,800mm)
3 m 超え	4 m 未満	11
4 m 以上	5 m 未満	10
5 m 以上	6 m 未満	9
6 m 以上	7 m 未満	8
7 m 以上	8 m 未満	7
8 m 以上	12 m 未満	6
12 m 以上	16 m 未満	5
16 m 以上	21 m 未満	4
21 m 以上	25 m 未満	3
25 m 以上	27 m 以下	2

6-6-1 作業日当り標準作業量の補正
スラリー攪拌工（ICT）を実施する場合、1日当り杭施工本数は下表とする。
※変更積算については実際にICT施工による数量についてのみ補正するものとする。

表4. 1 1日当り杭施工本数（本／日）

打設長(L)		単軸施工 (杭径 800mm～1,200mm)
3 m 超え	4 m 未満	20
4 m 以上	5 m 未満	17
5 m 以上	6 m 未満	14
6 m 以上	7 m 未満	13
7 m 以上	8 m 未満	12
7 m 以上	9 m 未満	11
9 m 以上	10 m 以下	10

表4. 2 1日当り杭施工本数（本／日）

打設長(L)		単軸施工 (杭径1,000mm～1,600mm)
10 m 超え	12 m 未満	7
12 m 以上	14 m 未満	6
14 m 以上	19 m 未満	5
19 m 以上	25 m 未満	4
25 m 以上	30 m 以下	3

表4. 3 1日当り杭施工本数（本／日）

打設長(L)		単軸施工 (杭径1,800mm)
3 m 超え	4 m 未満	11
4 m 以上	5 m 未満	10
5 m 以上	6 m 未満	9
6 m 以上	7 m 未満	8
7 m 以上	8 m 未満	7
8 m 以上	12 m 未満	6
12 m 以上	16 m 未満	5
16 m 以上	21 m 未満	4
21 m 以上	25 m 未満	3
25 m 以上	27 m 以下	2

表 4. 4 1 日当り杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		単軸施工 (杭径2,000mm)
3 m 超え	4 m未満	10
4 m以上	5 m未満	9
5 m以上	6 m未満	8
6 m以上	7 m未満	7
7 m以上	9 m未満	6
9 m以上	13 m未満	5
13 m以上	17 m未満	4
17 m以上	22 m未満	3
22 m以上	27 m以下	2

表 4. 5 1 日当り杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		二軸施工 (杭径1,000mm)
3 m 超え	4 m未満	14
4 m以上	5 m未満	13
5 m以上	6 m未満	12
6 m以上	7 m未満	11
7 m以上	9 m未満	10
9 m以上	10 m未満	9
10 m以上	12 m未満	8
12 m以上	15 m未満	7
15 m以上	18 m未満	6
18 m以上	22 m未満	5
22 m以上	30 m未満	4
30 m以上	40 m以下	3

表 4. 6 1 日当り杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		二軸施工(変位低減型) (杭径1,000mm)
3 m 超え	3.5 m未満	12
3.5 m以上	4.5 m未満	11
4.5 m以上	5.5 m未満	10
5.5 m以上	7 m未満	9
7 m以上	9 m未満	8
9 m以上	11 m未満	7
11 m以上	14 m未満	6
14 m以上	19 m未満	5
19 m以上	26 m未満	4
26 m以上	39 m未満	3
39 m以上	40 m以下	2

表 4. 4 1 日当り杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		単軸施工 (杭径2,000mm)
3 m 超え	4 m未満	10
4 m以上	5 m未満	9
5 m以上	6 m未満	8
6 m以上	7 m未満	7
7 m以上	9 m未満	6
9 m以上	13 m未満	5
13 m以上	17 m未満	4
17 m以上	22 m未満	3
22 m以上	27 m以下	2

表 4. 5 1 日当り杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		二軸施工 (杭径1,000mm)
3 m 超え	4 m未満	13
4 m以上	5 m未満	12
5 m以上	7 m未満	11
6 m以上	7 m未満	11
7 m以上	9 m未満	10
9 m以上	10 m未満	9
10 m以上	12 m未満	8
12 m以上	15 m未満	7
15 m以上	18 m未満	6
18 m以上	22 m未満	5
22 m以上	30 m未満	4
30 m以上	40 m以下	3

表 4. 6 1 日当り杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		二軸施工(変位低減型) (杭径1,000mm)
3 m 超え	4.5 m未満	11
3.5 m以上	4.5 m未満	11
4.5 m以上	5.5 m未満	10
5.5 m以上	7 m未満	9
7 m以上	9 m未満	8
9 m以上	11 m未満	7
11 m以上	14 m未満	6
14 m以上	19 m未満	5
19 m以上	26 m未満	4
26 m以上	39 m未満	3
39 m以上	40 m以下	2

表 4. 7 1 日当り杭施工本数 (本／日)

打設長(L)		二軸施工(変位低減型) (杭径1,600mm)	
		ラップ式	杭式
3 m 超え	4 m未満	11	22
4 m以上	5 m未満	10	20
5 m以上	6 m未満	9	18
6 m以上	7 m未満	8	16
7 m以上	9 m未満	7	14
9 m以上	11.5 m未満	6	12
11.5 m以上	15 m未満	5	10
15 m以上	20.5 m未満	4	8
20.5 m以上	30 m未満	3	6
30 m以上	36 m以下	2	4

5－2 単価表の補正

積算基準の「6. 単価表（1）スラリー攪拌工杭長〇〇m 1 本当り単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額		日	1 / N	機械損料数量 1. 61

(注) N：1 日当り杭施工本数 (本／日)

6. 諸雑費

スラリー攪拌工（I C T）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT 建設機械経費加算額は含まない。

表 4. 7 1 日当り杭施工本数 (本／日)

打設長(L)		二軸施工(変位低減型) (杭径1,600mm)	
		ラップ式	杭式
3 m 超え	4 m未満	11	22
4 m以上	5 m未満	10	20
5 m以上	6 m未満	9	18
6 m以上	7 m未満	8	16
7 m以上	9 m未満	7	14
9 m以上	11.5 m未満	6	12
11.5 m以上	15 m未満	5	10
15 m以上	20.5 m未満	4	8
20.5 m以上	30 m未満	3	6
30 m以上	36 m以下	2	4

~~6-5~~－2 単価表の補正

積算基準の「6. 単価表（1）スラリー攪拌工杭長〇〇m 1 本当り単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額		日	1 / N	機械損料数量 1. 61

(注) N：1 日当り杭施工本数 (本／日)

~~7-6~~. 諸雑費

スラリー攪拌工（I C T）を実施する場合、~~7-6~~、諸雑費率を乗じる合計額に、~~ICT~~ I C T 建設機械経費加算額は含まない。

R 6 室長通知 別紙―1 9 I C T活用工事（地盤改良工）（ペーパー ドレーン工） 積算要領	R 7 室長通知 別紙―1 8 I C T活用工事（地盤改良工）（ペーパー ドレーン工） 積算要領																		
I C T活用工事（地盤改良工）（ペーパー ドレーン工） 積算要領 1. 適用範囲 本資料は、I C Tによる地盤改良工（以下、地盤改良工（I C T））のうち、粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちPVD工法（旧ペーパー ドレーン工法（I C T））に適用する。なお、サンドマット施工後の打設を標準とするが、プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機を湿地型としているため、敷鉄板については敷設しないことを標準とする。 2. 機械経費 2－1 機械経費 PVD工法（旧ペーパー ドレーン工法（I C T））の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。 なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。 ① PVD工法（旧ペーパー ドレーン工法（I C T））<table><tr><th>I C T建設機械名</th><th>規格</th><th>機械経費</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機</td><td>[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m 以下 [施工管理装置]</td><td rowspan="2">損料にて計上</td><td rowspan="2">ICT 建設機械経費加算額は別途計上</td></tr><tr><td>[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m を超え 40m 以下 [施工管理装置]</td></tr></table> 2－2 ICT 建設機械経費加算額 ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2－1 機械経費にて計上するICT建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) PVD工法（旧ペーパー ドレーン工法（I C T）） 対象建設機械：プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機 損料加算額：48,000円／日 2－3 その他 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2－3－1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) PVD工法（旧ペーパー ドレーン工法（I C T）） 保守点検費 ＝ 土木一般世話役(円)× 0.05(人/日)× 施工日数（日）	I C T建設機械名	規格	機械経費	備考	プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機	[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m 以下 [施工管理装置]	損料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上	[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m を超え 40m 以下 [施工管理装置]	I C T活用工事（地盤改良工）（ペーパー ドレーン工） 積算要領 1. 適用範囲 本資料は、I C Tによる地盤改良工（以下、地盤改良工（I C T））のうち、粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちPVD工法（旧ペーパー ドレーン工法（I C T））に適用する。なお、サンドマット施工後の打設を標準とするが、プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機を湿地型としているため、敷鉄板については敷設しないことを標準とする。 2. 機械経費 2－1 機械経費 PVD工法（旧ペーパー ドレーン工法（I C T））の積算で使用する ICTI C T建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。 なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。 ② PVD工法（旧ペーパー ドレーン工法（I C T））<table><tr><th>I C T建設機械名</th><th>規格</th><th>機械経費</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機</td><td>[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m 以下 [施工管理装置]</td><td rowspan="2">損料にて計上</td><td rowspan="2">ICTI C T建設機械経費加算額は別途計上</td></tr><tr><td>[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m を超え 40m 以下 [施工管理装置]</td></tr></table> 2－2 ICTI C T建設機械経費加算額 ICTI C T建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2－1 機械経費にて計上する ICTI C T建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) PVD工法（旧ペーパー ドレーン工法（I C T）） 対象建設機械：プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機 損料加算額：48,000 円／日 2－3 その他 ICTI C T建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2－3－1 保守点検 ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。 (1) PVD工法（旧ペーパー ドレーン工法（I C T）） 保守点検費＝土木一般世話役(円)× 0.05(人/日)× 施工日数（日）	I C T建設機械名	規格	機械経費	備考	プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機	[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m 以下 [施工管理装置]	損料にて計上	ICT I C T建設機械経費加算額は別途計上	[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m を超え 40m 以下 [施工管理装置]
I C T建設機械名	規格	機械経費	備考																
プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機	[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m 以下 [施工管理装置]	損料にて計上	ICT 建設機械経費加算額は別途計上																
	[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m を超え 40m 以下 [施工管理装置]																		
I C T建設機械名	規格	機械経費	備考																
プレファブリケイティッドパーチカルドレーン打機	[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m 以下 [施工管理装置]	損料にて計上	ICT I C T建設機械経費加算額は別途計上																
	[ベースマシーン]湿地型 打設長 30m を超え 40m 以下 [施工管理装置]																		

(注) 施工日数は、実際に ICT 施工による施工を行った日数とする。

2-3-2 システム初期費

ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

(1) PVD 工法 (旧ペーパードレーン工法 (ICT))

対象建設機械：プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機

費用：1,150,000 円/式

3. 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用

3 次元起工測量・3 次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用

PVD 工法 (旧ペーパードレーン工法 (ICT)) における、ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 土木工事標準積算基準書に対する補正

5-1 単価表の補正

積算基準の「6. 単価表 (1) PVD 工 100 本単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT 建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT 建設機械経費加算額		日	$100 \times T_c / 60 \times T$	機械損料数量
				1.84

(注) T_c ：1 本当り施工時間 (min/本)

T ：プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機運転日当り運転時間 (h)

~~(注) 施工日数は、実際に ICT 施工による施工を行った日数とする。~~

2-3-~~2~~1 システム初期費

ICT ~~施工用機器~~の建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT 建設機械精度確認等、ICT 建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、~~システムの初期費用等~~、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

(1) PVD 工法 (旧ペーパードレーン工法 (ICT))

対象建設機械：プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機

費用：1,150,000 円/式

※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業で ICT 建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

3. 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用

3 次元起工測量・3 次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での 3 次元データを活用した場合、発注者が貸与する 3 次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用

PVD 工法 (旧ペーパードレーン工法 (ICT)) における、ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

5. 施工箇所が点在する ICT 活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第 1 編第 2 章 工事費の積算」及び「第 1 編第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

~~6-5~~ 土木工事標準積算基準書に対する補正

~~6-5~~1 単価表の補正

積算基準の「6. 単価表 (1) PVD 工 100 本単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT 建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT 建設機械経費加算額		日	$100 \times T_c / 60 \times T$	機械損料数量
				1.84

(注) T_c ：1 本当り施工時間 (min/本)

T ：プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機運転日当り運転時間 (h)

$=6.8 \text{ (h/日)}$ $L : \text{打設長 (m)}$	$=6.8 \text{ (h/日)}$ $L : \text{打設長 (m)}$
6. 諸雑費 PVD工法（旧ペーパードレーン工法（ICT））を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。	7-6. 諸雑費 PVD工法（旧ペーパードレーン工法（ICT））を実施する場合、 7-6. 諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。

R 7 室長通知 別紙ー1 9 I C T活用工事（地盤改良工）（サンドコンパクションパイル工）積算要領

I C T活用工事（地盤改良工）（サンドコンパクションパイル工）積算要領

1. 適用範囲

本資料は、I C Tによる地盤改良工（以下、地盤改良工（I C T））のうち、粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちサンドコンパクションパイル工及びこれらの工種の併用工に適用する。

なお、サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径 400mm、杭径 700mm 程度で、敷鉄板の使用を標準とし、打設長は 35m 未満とする。

2. 機械経費

2ー1 機械経費

サンドコンパクションパイル工法の積算で使用するI C T建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

① サンドコンパクションパイル工法（I C T）

I C T建設機械名	規格	機械経費	備考
クローラ式サンド パイル打機	【打設長】 10m 未満 【規 格】 リーダ式 75kW リーダ長 30m (35～37t 吊り)	損料にて計上	I C T建設機械 経費加算額は別 途計上
	【打設長】 10m 以上 20m 未満 【規 格】 リーダ式 75kW リーダ長 30m (35～37t 吊り)		
	【打設長】 20m 以上 35m 未満 【規 格】 リーダ式 120kW リーダ長 45m (40t 吊り)		

	2－2 I C T建設機械経費加算額 I C T建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局 の賃貸費用とし、2－1 機械経費にて計上する ICT 建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 (1) サンドコンパクションパイル工法 (I C T) 対象建設機械：クローラ式サンドパイル打機 損料加算額：48,000 円／日 2－3 その他 I C T建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。 2－3－1 システム初期費 I C T建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、I C T建設機械精度確認等、I C T建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。 (1) サンドコンパクションパイル工法 (I C T) 対象建設機械： クローラ式サンドパイル打機 費用：1,150,000 円／式 ※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業で I C T建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。 3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。 4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 サンドコンパクションパイル工法 (I C T)における、I C T建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。 5. 施工箇所が点在する I C T活用工事の積算について 施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第I編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。 6. 土木工事標準積算基準書に対する補正 6－1 単価表の補正 積算基準の「第VI編土木工事標準単価及び市場単価 第2章市場単価 ⑩軟弱地盤処理工」にて建
--	--

設機械に取付ける各種機器及び基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額		日	L/D	機械損料数量 1.84

(注) L：杭1本当たり打設長（m）

D：1日当たり標準施工量（m/日）

なお、1日当たりの標準施工量は以下のとおりとする。

区 分	規格・使用	単位	施工数量
サンドコンパクションパイル工	打設長 10m未満	m	180
	打設長 10m以上20m未満	m	170
	打設長 20m以上35m未満	m	170